

希望ある長井の再構築に向けて努力してまいります。

鷹山公の藩政改革により、見事に豊かな国として再生したこの置賜の地を、明治初年、一人の外国人、イギリスの女性旅行家、イザベラ・バードが訪れました。

彼女は、その著書「日本奥地紀行」の中で、私たちの置賜を「東洋のアルカディア（桃源郷）」とたたえました。

彼女が見た置賜の美しさは、土地や地域だけではなかったと思います。

彼女が出会った置賜の人々は、皆、勤勉で礼儀正しく、とても親切で幸せに満ちていたのではないのでしょうか。

私たち長井を始め置賜の人々は、その当時の大変な苦難を乗り越えるため、英知を結集し、力を合わせ、桃源郷を築き上げたのです。

そして、たゆまぬ努力により東洋のアルカディアを創出した人々の精神が、何よりも豊かで美しかったと思わずにはられません。

「なせば成る、なさねば成らぬ何事も、成らぬは人のなさぬなりけり」

私たちは、改めてこの鷹山公の言葉を重くかみしめなければなりません。

真に長井市の未来を左右する財政健全化に向けた正念場となる平成20年度こそ、私たちは、決して後ろ向きにならず、何事もプラス思考で、前を向いて、「脱・悲観論」で行政を運営し、ともにまちづくりに邁進していこうではありませんか。

市議会議員の皆様、市民の皆様の深いご理解、ご支援、ご協力を賜りますよう衷心よりお願い申し上げます、平成20年度の私の施政方針とさせていただきます。

ご清聴まことにありがとうございます。

○佐々木謙二議長 施政方針に関する説明が終わりました。

ここで、暫時休憩いたします。

なお、再開は、11時といたします。

午前10時53分 休憩

午前11時00分 再開

○佐々木謙二議長 休憩前に復し、会議を再開いたします。

日程第4 報告第1号 寄附採納の報告について

○佐々木謙二議長 日程第4、報告第1号 寄附採納の報告についての1件を議題といたします。報告を受けることといたします。

内谷重治市長。

(内谷重治市長登壇)

○内谷重治市長 報告第1号 寄附採納の報告についてご報告申し上げます。

内容につきましては、お手元の報告のとおりでございます。このうち、心のまちづくり基金につきましては4件、14万4,229円、地域福祉基金につきましては4件、24万7,047円、文教の杜運営基金につきましては4件、9万1,700円の寄附がございました。

いただきました物件、金員等につきましては、寄附の目的に沿って活用させていただいておりますことをご報告申し上げますとともに、ご寄附いただきました皆様に対して厚くお礼申し上げます。

以上、ご報告申し上げます。

○佐々木謙二議長 報告が終わりました。

ただいま報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

+

○佐々木謙二議長 質疑もないので、これで報告を終わります。

日程第5 議案第13号 山形県市町村職員退職手当組合格約の変更について外47件

○佐々木謙二議長 次に、日程第5、議案第13号 山形県市町村職員退職手当組合格約の変更についてから、日程第52、議案第12号 平成20年度長井市水道事業会計予算までの48件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

内谷重治市長。

(内谷重治市長登壇)

○内谷重治市長 議案第13号 山形県市町村職員退職手当組合格約の変更についてご説明申し上げます。

本案は、酒田地区消防組合が平成20年4月1日から共同処理事務を追加し、その名称を酒田地区広域行政組合に変更するため、地方自治法第290条の規定により、ご提案申し上げます。

議案第14号 山形県自治会館管理組合格約の一部変更についてご説明申し上げます。

本案は、地方自治法の改正に伴い、収入役制度及び吏員制度の廃止と会計管理者の設置により規約の変更を行うため、地方自治法第290条の規定により、ご提案申し上げます。

議案第15号 山形県消防補償等組合格約の一部変更についてご説明申し上げます。

本案は、地方自治法の改正に伴う収入役制度及び吏員制度の廃止と会計管理者の設置並びに消防組織法等の一部を改正する法律の施行により条項の整理が行われたことに伴う規定整備の

ため、地方自治法第290条の規定により、ご提案申し上げます。

次に、議案第16号 長井市公共下水道管理センターの建設工事委託協定の一部を変更する協定の締結についてご説明申し上げます。

本案は、平成18年6月23日に議決をいただきました長井市公共下水道管理センターの建設工事委託協定につきまして、工事費の確定による協定金額の減額、相手方の住所及び理事名を変更する協定を締結するため、長井市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定によりご提案申し上げます。

議案第17号 辺地に係る総合整備計画についてご説明申し上げます。

本案は、大石・山の神辺地に係る総合整備計画を定めるため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条の規定により、ご提案申し上げます。

議案第18号 権利の放棄についてご説明申し上げます。

本案は、置賜広域行政事務組合置賜広域ふるさと市町村圏基金の出資金に係る権利の一部を放棄し、新置賜広域ふるさと市町村圏計画に基づく広域交流拠点施設の整備事業費の財源に充当するため、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、ご提案申し上げます。

議案第19号 指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

本案は、長井市「文教の杜ながい」の指定管理者として、財団法人文教の杜ながいを指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、ご提案申し上げます。

議案第20号 長井市産業集積の形成及び活性化のための固定資産税課税免除条例の設定についてご説明申し上げます。

本案は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の施行及び企業立地に関する基本計画の策定に伴い、税制面での優遇措置を定めるため、ご提案申し上げます。

議案第21号 長井市課及び室設置条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、自立経営のための行財政改革の進捗状況を管理する段階に至ったこと、及び職員の減少に伴い組織のスリム化と業務の見直しを図るべく所要の改正を行うため、ご提案申し上げます。

議案第22号 長井市地区長設置条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、本市財政の健全化を図る取り組みの一環として、地区長手当及び地区長調整手当を見直すべく所要の改正を行うため、ご提案申し上げます。

次に、議案第23号 長井市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第24号 長井市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

これらはいずれも、少子化対策の一環として職員の勤務環境の整備を図るためでございますが、議案第23号につきましては、職員が仕事と子育てを両立できるよう産前休暇を8週とするため、議案第24号につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律が改正されたことに伴い、育児休業から復帰した職員の復帰後の給与を改善し、育児休業を取得しやすくするため、ご提案申し上げます。

議案第25号 長井市市税条例及び長井市税外収入未納金等徴収条例の一部を改正する条例の設定についてご説明申し上げます。

本案は、本市行財政改革の推進と特別郵便物

の取り扱いの見直しに伴い、他市の状況を踏まえ、督促手数料の改正を行うため、ご提案申し上げます。

議案第26号 長井市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、民間事業者による信書便輸送の拡大に伴い、戸籍事務等に関する書類の送付を求めるとき、信書便による送付もできるよう所要の改正を行うため、ご提案申し上げます。

議案第27号 長井市特別会計条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、物品調達特別会計を廃止するとともに、後期高齢者医療特別会計を設置するため、ご提案申し上げます。

議案第28号 長井市児童センター設置条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、本市が設置する児童センターにおいて実施している集団保育が、認可保育所と同様の保育であることから、実情に応じた保育費用に改めるとともに、子育て支援を推進するため、ご提案申し上げます。

議案第29号 長井市放課後児童健全育成事業負担金徴収条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、放課後児童健全育成事業負担金を実情に即した適正な額に改めるため、ご提案申し上げます。

議案第30号 長井市医療給付事業に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、山形県医療給付事業補助金交付規程の改正に伴い、所要の改正を行うため、ご提案申し上げます。

議案第31号 長井市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、65歳以上の方の介護保険料について、平成18年度及び19年度に限って実施しておりますが、段階的に引き上げる激変緩和措置について、平成20年度においても継続することができるよう政令改正が行われたことを受け、本市でも所要の措置を講ずるため、ご提案申し上げます。

議案第32号 長井西置賜休日診療所条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、老人保健法の改正に伴い、診療報酬算定の根拠法令を整理すべく所要の改正を行うため、ご提案申し上げます。

議案第33号 長井市訪問看護条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、法令の改正に伴う、引用条項の整理及び用語を見直すべく所要の改正を行うため、ご提案申し上げます。

議案第34号 長井市霊園条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、本市霊園の新区画の供用開始に伴い、区画割の変更及び使用料の設定と管理料の見直しを図るため、ご提案申し上げます。

議案第35号 長井市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、医療制度改革及び国民健康保険運営協議会の答申に基づき、所要の改正を行うため、ご提案申し上げます。

次に、議案第36号 長井市古代の丘条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、財政健全化策の一つとして、太陽の広場及びキャンプ場使用の有料化を図るとともに、シャワー等の設備を持つ体験交流センター隣接地にキャンプ場指定地を変更することにより、利用者の利便性の向上を図るため、ご提案申

し上げるものでございます。

議案第37号 長井市消防団条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、長井市消防団員の条例定数の適正化を図るため、ご提案申し上げます。

議案第38号 長井市長寿祝金支給に関する条例を廃止する条例の設定についてご説明申し上げます。

本案は、長寿高齢化が急速に進み、医療・介護を始めとする社会保障費が増大する中で、限られた財源を高齢者全体の生活支援サービスなどに充てるべく、長寿祝い金の支給を廃止するため、ご提案申し上げます。

次に、議案第39号 平成19年度長井市一般会計補正予算第7号についてご説明申し上げます。

第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、予算の総額に6,345万6,000円を追加いたしまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ108億1,992万3,000円といたすものでございます。

このたびの補正は、主なものといたしまして、白ゆり保育園施設整備補助金8,376万5,000円、長期債償還元金4,867万8,000円などを追加し、河川整備工事費1,976万円のほか、それぞれの事務事業における不用見込み額を減額いたすものでございます。

また、2款総務費に一括計上しておりました一般職の人件費について、それぞれの款への組み替えをいたしております。

第2条の繰越明許費、第3条の債務負担行為、第4条の地方債の補正につきましては、それぞれ第2表から第4表のとおり定めるものでございます。

議案第40号 平成19年度長井市国民健康保険特別会計補正予算第4号についてご説明申し上げます。

本案は、予算の総額から497万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ30億6,810万

4,000円といたすものでございます。

このたびの補正は、主なものといたしまして、葬祭費の不足額の追加と、老人保健拠出金、介護納付金、高額医療費拠出金等の額の確定等により、歳入歳出それぞれの補正いたすものでございます。

議案第41号 平成19年度長井市物品調達特別会計補正予算第2号についてご説明申し上げます。

第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、予算の総額に1,117万2,000円を追加いたしまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ5,813万8,000円といたすものでございます。

このたびの補正は、主なものといたしまして、燃料費などの不足額を追加いたすものでございます。

議案第42号 平成19年度長井市公共下水道事業特別会計補正予算第3号についてご説明申し上げます。

第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、予算の総額に3億6,467万円を追加いたしまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ23億898万2,000円といたすものでございます。

補正の内容でございますが、歳入の主なものといたしまして、公的資金補償金免除繰り上げ償還実施に伴う借換債及び受益者負担金並びに一般会計繰入金等の増額と下水道使用料の減額をいたすものでございます。

歳出の主なものといたしましては、繰り上げ償還実施に伴う元金の増額並びに長期債等の利率の変更による減額をいたすものでございます。

第2条につきましては、条文のとおりでございます。

議案第43号 平成19年度長井市山形鉄道運営助成事業特別会計補正予算第1号についてご説明を申し上げます。

本案は、予算の総額に1,506万1,000円を追加いたしまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ

1億2,510万5,000円といたすものでございます。

補正の内容でございますが、歳入につきましては、財産運用収入6万1,000円、基金繰入金1,500万円を増額いたし、歳出につきましては、山形鉄道助成費1,500万円、基金積立金6万1,000円を増額いたすものでございます。

議案第44号 平成19年度長井市農業集落排水事業特別会計補正予算第2号についてご説明申し上げます。

本案は、予算の総額に3,307万4,000円を追加いたしまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,224万7,000円といたすものでございます。

補正の内容でございますが、歳入の主なものといたしましては、公的資金補償金免除繰り上げ償還実施に伴う借換債の増額をいたすものでございます。

歳出の主なものといたしましては、繰り上げ償還実施に伴う元金の増額並びに消費税納付税額の減額をいたすものでございます。

議案第45号 平成19年度長井市訪問看護事業特別会計補正予算第1号についてご説明申し上げます。

第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、予算の総額からそれぞれ435万6,000円を減額いたしまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ1,814万円といたすものでございます。

このたびの補正は、人事異動に伴う職員人件費並びに訪問看護利用者数の見込み等を勘案し、減額いたすものでございます。

次に、議案第46号 平成19年度長井市介護保険特別会計補正予算第2号についてご説明申し上げます。

本案は、予算の総額に9,731万9,000円を追加いたしまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ24億5,458万円といたすものでございます。

補正の内容でございますが、歳入につきましては、介護保険料の減額、保険給付費及び地域支援事業費に対する国庫支出金、支払基金交付

+

金、県支出金等をそれぞれ増額するとともに、介護保険制度の改正に伴うシステム改修に係る国庫補助金を新たに追加いたすものでございます。

歳出につきましては、介護認定に関する総務費の減額、介護保険各種サービスの利用の増加に伴う保険給付費の増額、地域支援事業の実施状況の精査に伴う減額をいたすものでございます。

議案第47号 平成19年度長井市浄化槽事業特別会計補正予算第2号についてご説明申し上げます。

本案は、予算の総額から604万2,000円を減額いたしまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ9,586万6,000円といたすものでございます。

補正の内容でございますが、歳入の主なものといたしましては、特定地域生活排水処理事業の減額に伴う国庫補助金及び市債の減額をいたすものでございます。

歳出の主なものといたしましては、浄化槽設置工事費並びに浄化槽保守点検清掃委託料の減額をいたすものでございます。

議案第48号 平成19年度長井市水道事業会計補正予算第2号についてご説明申し上げます。

本案は、第2条に定めました業務の予定量をそれぞれ減額し、第3条につきましては、水道事業収益を2,679万2,000円減額し、6億7,347万6,000円とし、水道事業費用では1,368万8,000円を減額し、6億5,262万3,000円といたすものでございます。

第4条につきましては、本文括弧書き中の条文を改めますとともに、資本的収入から8,196万5,000円を減額し、4億2,504万3,000円とし、資本的支出では1億1,457万1,000円を減額し、8億2,785万5,000円といたすものでございます。

第5条につきましては、起債の限度額を表のとおり改めるものでございます。

議案第1号 平成20年度長井市一般会計予算についてご説明申し上げます。

予算編成の基本的考え方につきましては、施政方針の中で申し上げておりますので、予算の概要についてのみ申し上げます。

第1条の歳入歳出予算につきましては、予算の総額を歳入歳出それぞれ前年度対比8,100万円、0.8%減の104億3,000万円と定めるものでございます。

次に、歳入の概要でございますが、市税につきましては、市民税の法人分が減収傾向にあるものの、個人分の伸びなどを勘案し、前年度対比2,994万2,000円、0.9%増の33億7,794万2,000円を見込み計上いたしました。

地方交付税につきましては、地方財政対策などにに基づき推計した結果、1億3,930万円、3.8%増の38億460万円となったところでございます。

国庫支出金につきましては、5,639万3,000円、8.9%増の6億9,140万6,000円、県支出金につきましては、3,776万7,000円、7.9%増の5億1,410万円を計上いたしました。

市債につきましては、臨時財政対策債2億7,410万円、公的資金補償金免除繰り上げ償還に伴う借換債1億4,060万円などで、3,170万円、3.7%増の8億8,360万円を計上いたしました。

次に、歳出でございますが、人件費につきましては、前年度対比8,764万7,000円、3.8%減の22億2,801万9,000円、繰出金を除く一般行政費につきましては、物件費で3,415万1,000円、3.1%の減となっておりますが、山形県後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金の増などにより、全体では9,115万円、2.8%増の32億9,902万8,000円を計上いたしました。

投資的経費につきましては、まちづくり交付金事業、土地開発公社経営健全化事業などで、733万9,000円、1.2%減の6億2,185万1,000円、公債費につきましては、4,013万8,000円、

2.4%増の17億1,311万8,000円、繰出金につきましては、1億2,556万3,000円、9.5%減の11億9,789万2,000円となりました。

第2条から第5条までは、条文のとおり定めるものでございます。

次に、議案第2号 平成20年度長井市国民健康保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億5,600万円と定めるものでございます。

歳入の主なものといたしましては、国民健康保険税6億7,073万3,000円、国庫支出金8億673万2,000円、療養給付費交付金2億1,882万4,000円、医療保険制度改正により新たに設けられた前期高齢者交付金として5億1,000万円を計上いたすものでございます。

歳出の主なものといたしましては、保険給付費22億2,637万円、介護納付金1億3,300万円、共同事業拠出金2億7,036万4,000円、医療保険制度改正により老人保健拠出金が5,483万7,000円と大幅に減少し、新たに後期高齢者支援金等2億6,720万1,000円を計上いたすものでございます。

議案第3号 平成20年度長井市公共下水道事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億1,521万3,000円と定めるものでございます。

歳入の主なものといたしましては、受益者負担金2,488万2,000円、下水道使用料2億9,731万7,000円、国庫支出金1億4,015万円のほか、一般会計繰入金及び公的資金補償金免除繰り上げ償還実施に伴う借換債などを見込み計上いたすものでございます。

歳出の主なものといたしましては、汚水管渠の整備及び下水道管理センター改築実施設計委託料などに3億7,833万2,000円、公債費に17億8,325万8,000円等の所要額を計上いたすもので

ございます。

第2条から第4条までにつきましては、それぞれ条文のとおりでございます。

次に、議案第4号 平成20年度長井市老人保健医療費給付事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億730万円と定めるものでございます。

歳入の主なものといたしましては、支払基金交付金1億5,680万5,000円、国庫支出金9,783万3,000円、県支出金2,445万9,000円、一般会計繰入金2,619万7,000円を計上いたすものでございます。

歳出の主なものといたしましては、総務費165万6,000円、医療諸費3億564万2,000円の所要額を計上いたすものでございます。

なお、本年4月から後期高齢者医療制度の開始により、本年度予算につきましては、前年度対比24億7,870万円、89%の減少でございます。

議案第5号 平成20年度長井市山形鉄道運営助成事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,010万9,000円と定めるものでございます。

歳入の主なものといたしましては、負担金4,398万円、一般会計繰入金1,602万円、基金繰入金6,000万円、山形鉄道株式会社への貸付金元利収入1,000万円などを計上いたすものでございます。

歳出につきましては、山形鉄道助成費6,000万円、基金積立金6,010万9,000円、基金繰出金1,000万円を計上いたすものでございます。

議案第6号 平成20年度長井市農業集落排水事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,839万2,000円と定めるものでございます。

+

歳入の主なものといたしましては、使用料及び手数料5,567万8,000円、一般会計繰入金7,520万円などを見込み計上いたすものでございます。

歳出の主なものといたしましては、公債費1億3,771万7,000円を所要見込み額として計上いたしたものでございます。

第2条から第4条につきましては、それぞれ条文のとおりでございます。

議案第7号 平成20年度長井市訪問看護事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,801万3,000円と定めるものでございます。

歳入の主なものといたしましては、療養費交付金1,627万9,000円、利用料163万円などを見込み計上いたすものでございます。

歳出といたしましては、人件費等を事業費として計上いたすものでございます。

議案第8号 平成20年度長井市介護保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億4,399万6,000円と定めるものでございます。

歳入の主なものといたしましては、介護保険料4億5,226万6,000円、国庫支出6億3,272万2,000円、支払基金交付金7億2,395万3,000円、県支出金2億9,970万3,000円などを計上いたすものでございます。

歳出の主なものといたしましては、保険給付費に22億9,831万4,000円などを計上いたすものでございます。

議案第9号 平成20年度長井市浄化槽事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ1億1,401万5,000円と定めるものでございます。

歳入の主なものといたしましては、分担金1,180万円、使用料及び手数料1,360万3,000円、国庫支出金2,359万8,000円のほか、一般会計繰

入金及び市債などを見込み計上いたすものでございます。

歳出の主なものといたしましては、浄化槽設置のための工事請負費7,956万円、浄化槽維持管理のための保守点検清掃委託料981万円を所要見込み額として計上いたすものでございます。

第2条から第4条につきましては、それぞれ条文のとおりでございます。

次に、議案第10号 平成20年度長井市用地特別会計予算についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ421万2,000円と定めるものでございます。

一般会計の予算に計上しております繰出金を歳入として、土地開発公社経営健全化対策債の償還利子を歳出として計上いたしたものでございます。

議案第11号 平成20年度長井市後期高齢者医療特別会計についてご説明申し上げます。

本案は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、本年4月1日から後期高齢者医療制度が施行されることに伴い、特別会計を設置するもので、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,103万6,000円と定めるものでございます。

歳入の主なものといたしましては、後期高齢者医療保険料2億1,596万7,000円、繰入金7,505万5,000円を計上いたすものでございます。

歳出といたしましては、総務費336万4,000円、後期高齢者医療広域連合納付金2億8,767万2,000円を計上いたすものでございます。

議案第12号 平成20年度長井市水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

平成20年度は、第4次拡張事業では、清水町浄配水場更新事業が2カ年目となり、本格的な工事を推進いたしますとともに、有収率向上を図るため、老朽管更新事業の石綿セメント管更新を進めてまいります。さらに、長井ダム水源開発事業の推進に取り組むなど、引き続き、安

全でおいしい水の安定供給の確保と、健全な経営に努力してまいる所存でございます。

予算の内容でございますが、第3条に定めました収益的収入及び支出において、事業総収益は、前年度当初予算に比べ3.5%減の6億7,555万4,000円、事業総費用は3.5%減の6億4,358万4,000円を計上し、損益で147万6,000円の単年度純利益を予定いたしましたものでございます。

次に、第4条に定めました資本的収入及び支出において、収入総額は企業債、国庫補助金などを見込み、前年度当初予算に比べ25%増の6億8,915万円、支出総額では、建設改良費、企業債償還金など、10億9,238万2,000円を予定いたしますものでございます。

差し引き不足する財源につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額並びに過年度分損益勘定留保資金をもって補てんさせていただくものでございます。

第5条から第9条までは、条文のとおりでございます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○佐々木謙二議長 提案者の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

まず、日程第5、議案第13号から、日程第30、議案第38号までの質疑を行います。

なお、これからの一般議案26件につきましては、関係する常任委員会に付託の上、ご審査いただく予定でありますので、その点お含みの上、ご質疑をお願いいたします。

それでは、日程第5、議案第13号 山形県市町村職員退職手当組規約の変更についての1件について、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第6、議案第14号 山形県自治会館管理組規約の一部変更についての1件につ

いて、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第7、議案第15号 山形県消防補償等組規約の一部変更についての1件について、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第8、議案第16号 長井市公共下水道管理センターの建設工事委託協定の一部を変更する協定の締結についての1件について、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第9、議案第17号 辺地に係る総合整備計画についての1件について、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第10、議案第18号 権利の放棄についての1件について、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第11、議案第19号 指定管理者の指定についての1件について、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第12、議案第20号 長井市産業集積の形成及び活性化のための固定資産税課税免除条例の設定についての1件について、ご質疑ございませんか。

+

(「なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第13、議案第21号 長井市課及び室設置条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第14、議案第22号 長井市地区長設置条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第15、議案第23号 長井市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第16、議案第24号 長井市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第17、議案第25号 長井市市税条例及び長井市税外収入未納金等徴収条例の一部を改正する条例の設定についての1件について、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第18、議案第26号 長井市手数料条例の一部を改正する条例の制定についての1

件について、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第19、議案第27号 長井市特別会計条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第20、議案第28号 長井市児童センター設置条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第21、議案第29号 長井市放課後児童健全育成事業負担金徴収条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第22、議案第30号 長井市医療給付事業に関する条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第23、議案第31号 長井市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第24、議案第32号 長井西置賜休

日診療所条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第25、議案第33号 長井市訪問看護条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第26、議案第34号 長井市霊園条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第27、議案第35号 長井市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第28、議案第36号 長井市古代の丘条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第29、議案第37号 長井市消防団条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第30、議案第38号 長井市長寿祝金支給に関する条例を廃止する条例の設定についての1件について、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第31、議案第39号から日程第52、議案第12号までの質疑を行います。

なお、これからの予算議案22件につきましては、予算特別委員会を設置し、ご審査いただく予定でありますので、その点お含みの上、ご質疑をお願いいたします。

まず、日程第31、議案第39号 平成19年度長井市一般会計補正予算第7号の1件について、質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第32、議案第40号 平成19年度長井市国民健康保険特別会計補正予算第4号から日程第39、議案第47号 平成19年度長井市浄化槽事業特別会計補正予算第2号までの8件について、一括質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第40、議案第48号 平成19年度長井市水道事業会計補正予算第2号の1件について、質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第41、議案第1号 平成20年度長井市一般会計予算の1件について、質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第42、議案第2号 平成20年度長井市国民健康保険特別会計予算から、日程第51、

+

議案第11号 平成20年度長井市後期高齢者医療特別会計予算までの10件について、一括質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第52、議案第12号 平成20年度長井市水道事業会計予算の1件について、質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

以上で全議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。日程第5、議案第13号 山形県市町村職員退職手当組合規約の変更についてから、日程第30、議案第38号 長井市長寿祝金支給に関する条例を廃止する条例の設定についてまでの一般議案26件は、別紙付託表のとおり、関係する常任委員会に付託の上、ご審査願いたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

お諮りいたします。日程第31、議案第39号 平成19年度長井市一般会計補正予算第7号から、日程第52、議案第12号 平成20年度長井市水道事業会計予算までの予算議案22件を審査するため、議長を除く全員をもって構成する予算特別委員会を設置いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 ご異議なしと認めます。よって、議長を除く全員をもって構成する予算特別委員会を設置することに決定いたしました。

予算議案22件は、ただいま設置することに決定いたしました予算特別委員会に付託することにいたします。

日程第53 請願第1号 原油および飼料価格高騰に関する請願外2件

○佐々木謙二議長 次に、日程第53、請願第1号 原油および飼料価格高騰に関する請願から、日程第55、請願第3号 食料自給率向上及び食の安全・安心の確保に関する請願までの3件を一括議題といたします。

お諮りいたします。本請願3件は、別紙付託表のとおり、関係する常任委員会に付託の上、ご審査願いたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

散 会

○佐々木謙二議長 本日は、これをもって散会いたします。

ご協力ありがとうございました。

午前11時51分 散会